

# 鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び 地域の活性化に関する連携協定書

令和5年2月10日

鳥取県

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、

日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

西日本旅客鉄道株式会社

## 鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内の市（以下「乙」という。）及び町村（以下「丙」という。）並びに西日本旅客鉄道株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携により持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の緊密な相互連携と協働による活動の推進により、鉄道ネットワークを活用したまちづくりに取り組み、地域のニーズに合致した利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について、連携・協力して取り組む。

- (1) 観光列車等を通じた観光振興及び交流人口の拡大に関すること
- (2) 駅を核としたまちづくりに関すること
- (3) 鉄道の日常利用に向けた利便性向上及び利用促進に関すること
- (4) MaaS推進やキャッシュレス化をはじめとするDXの取組に関すること
- (5) 鉄道と他の公共交通との共創及び他分野との共創の推進に関すること
- (6) その他、協議の上で実施する利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関すること

### （推進のための協議等）

第3条 甲及び丁は、連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うとともに、乙及び丙との連携が図られるよう努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、連携事項の個別の案件を協働により実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

3 連携事項の推進に当たって、甲、乙、丙及び丁は、前2項の協議等を踏まえ、地域公共交通計画との整合を図るよう努めるものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、連携事項の実施に当たり、知り得た秘密を相手方の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁が相手方に対し特に意思表示をしない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

(取扱い及び交渉窓口)

第7条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課
- (2) 乙及び丙 各市町村交通担当課
- (3) 丁 西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 山陰支社  
山陰地域振興本部 交通まちづくり課

(その他)

第8条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲、乙、丙及び丁が別途協議の上、定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、本書4通を作成し、甲、乙を代表して鳥取県市長会会長、丙を代表して鳥取県町村会会長、及び丁、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月10日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事

平井伸治

乙 代表者  
鳥取県鳥取市幸町71番地  
鳥取県市長会  
会長

深澤義彦

丙 代表者  
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県町村会  
会長

宮脇正道

丁 鳥取県米子市弥生町2番地  
西日本旅客鉄道株式会社  
理事 中国統括本部副本部長 山陰支社長

佐伯祥一